

VII

薬業教育



富山県立薬学専門学校（『富山大学薬学部七十周年史』所収）

本文1479頁参照

八九 明治六年 文部省へ薈密学校設立請願

薈密学校設立之儀ニ付願

御管下四郡充薬商業之者凡四千人斗、其他右ニ屬シ候薬店ヲ始物品製造之者等數多有之、然処一昨辛未年大學東校ヨリ御布令之趣モ御座候ニ付、旧来之弊習一洗仕、藥品ハ勿論方法等改正仕候得共、固ヨリ人命ニ關シ候品ニ付、今一層勉励不仕候而ハ、当今之時勢ニ不相協哉与深々心配寵在候處、文部省中ニ於テ御撰擧之藥法有之由伝承仕候ニ付、右法劑御授与之儀奉懇願、尚仮惣代之者出府仕候處、不斗資生堂会社之引合筋手相成、同社調剤之藥品ヲ當充薬人江相授候示談振モ有之候得共、於惣代ニ決議モ難相成候ニ付、

一先引取充薬方一統江段々及説諭候得共、当今八九分通り

旅出體在、留守居妻子或は親族之者等申聞候ハ、方剤ヲ御授与被成下候義与一途ニ相心得旅出仕、殊ニ留守中日要雜費之手当ハ仕置候得共、彼社則之金高中々出道無之候間、

何卒方剤御授ニ相成候様仕度、若シ其儀相成不申候ハト、來春帰國迄猶予ニ預り度段中立、逆モ人氣相纏リ不中ニ付、

無拠其段彼社五断置申候、然処頃日ニ至り着目之次第モ有之候哉、先般東京医学校中ニ製藥學一科之教場付属ニ相成、夫々御規則被為立候由謹承仕、旧来許多之製藥販売之土地

ニ於テ、徒ニ手ヲ束罷在候義ハ實以慷慨之至ニ付、右御趣意ニ蒸キ於当所ニ薈密学校相設ケ、教師傭入別教場ヲ付属シ、製藥学生徒ヲ取り、且諸家之藥方ヲ集メ教師之検査ヲ受、饒益之方法ヲ以普ク弘通仕度奉存候、尤是迄相弘候製藥之儀ハ旧来人氣ニ服シ望之者モ有之候ニ付、兩様之方剤ヲ学校ニ於テ調剤仕、漸々ニ旧法相改候得者、数千戸之者共活計之道モ相立可申候間、何卒文部省ヨリ右学校御許可ニ相成候様、御上達被成下度此段偏奉懇願候、以上

(〔明治六年七月〕充薬業史史料集)

八九 明治二十六年七月 共立富山薬学校設立計畫

明治廿六年七月當市充薬家中ノ有力者相謀リテ共立富山學校設立ノ事ニ決シ梅沢町廣貢堂向側ノ地所若干歩ヲ買入レ校舎ヲ新築シ明治廿七年二月一日ヨリ授業ニ着手シタリ

其新築費及ビ維持費等ハ渾テ有力者ノ義捐ニ係ル明治二十七年度ニ至リ富山市会ハ幾分ノ補助費ヲ支出スルコトニ議決シタリ尋テ明治三十一年四月市立トスルコトニ議決シ更ラニ規模ヲ拡張シタリ

(五) 明治三十一年五月 富山市立富山薬業学校認可

富山薬業学校は五月二一日本県知事より認可せらる

(富山県教育監査課)

(富山県立富山薬業学校認可)

八九 明治三十年十月 共立富山薬学校の市立移管

(九) 明治三十四年六月 富山市立富山薬業学校の状況

私立学校として発足した薬学校は、業者の努力にもかかわらず、維持困難なため、売薬業者、薬剤師会ならびに市会議員横江清次郎等によりて、富山市および富山市議会に対し、市立移管の運動を行なつた。かくて明治三十年五月十九日、富山市会は市立薬学校へ公立薬学校の始め一とあることに決定し、十月三十日認可を得て十一月一日、富山市立富山薬学校とした。

(富山大学薬剤部書記室)

当市梅沢町円隆寺堂内を仮用して授業中の富山薬業学校の在学生徒の昨月末の調査に依れば総人員百十二名にして学級は別科一年、本科一年、二年の三教室なれば迎も該寺院にては充分なる授業をなし能はざるに付当市南部高等学校の開校を俟つて同校内に一時移転し多分同所にて授業するに至らんとする

(富山市立富山薬業学校認可)

八九四 明治三十六年九月 富山亮薬青年会制定の薬

学講習部規則

富山亮薬青年会内に設置せんとする薬学講習部規則は左の如し

第一条 本講習部は薬業に従事し又従事せんとする者に簡易なる方法に依り薬業上必要なる知識技能を授くると同時に普通教育の補習をなすを目的とす

第二条 本講習部は亮薬青年会内薬学講習部と称し富山市山王町市立富山薬業学校内に置く

第三条 学科は理科、日本薬局方、生薬学、製薬化学、薬品鑑定、調剤学、生理学、病理学、衛生学とし尙科外講義として清韓語、研究科として亮薬処方を課す

第四条 修業年限は二ヶ年として一ヶ年を一学年とす

第五条 学年は四月第一日曜日に始まり翌年三月末日曜日に終るものとす

第六条 授業は毎日曜日午後六時より同十時までとす

但日の長短に従ひ変更するものとす

第七条 日曜日は大祭祝日に相当する時は休業とす

第八条 学科課程時間配当は別表による

第九条 本講習部に入学せんとするものは尋常小学校卒業者たるべし

但し尋常小学校を卒業せざるも学令を過ぎたるものには特に入学せしむることあるべし

第十一条 入学志望者は次の書式に依り富山市内に居住する丁年以上の男保証人一名連署出頭すべし(書式略す)

第十二条 退学せんとするものは其事故を詳記し届出づべし

第十三条 本講習部在籍者より毎月五日までに授業料として金十五錢を徴収す

但青年会員授業料を徴せず

又会員外の在学者にして相当の理由ありて全月欠席するものは徴収せざ

第十四条 学年の課程修了若しくは全教諭卒業を認めるには別に試験を用ふることなく平素の成績を考查して之を定む

第十四条 学年修了若くは全教課の卒業者には証書を授与す

第十五条 卒業者は志望により研究生として在学を許す

第十六条 前条の外教授管理賞罰に関する細則は別に之を定む

(「富山日報」明治三十六年九月十八日)

八五 明治三十六年十月 富山壳藻青年会の薬業講習開催

(マム) 富山壳藻青年会の組織に係る薬業講習部の開講式は昨日午後当市山王町薬業学校階上に於て挙行せられたり、定刻に

至るや来賓一同着席、風琴の合図にて式を行はれ、先づ壳藻青年会副会長大菅昇平氏の式辞朗読、次で李家知事の告

辭に併せて講習生の前途に於ける覚悟及び壳藻販路拡張等に就いて演説次に講習員給代水上喜平氏の答辭朗読、次講

師總代堀大次郎、廣田竹太郎、幹事總代井黒義正、評議員

八六 明治四十年四月 富山県立薬業学校規則制定

○富山県令第二十八号

富山県立薬業学校規則左ノ通相定ム

明治四十年四月一日 富山県知事 川上親晴

富山県立薬業学校規則

第一章 総則

第一条 本校ハ薬剤事業ニ從事スルモノヲ養成スルヲ以テ
総代岡本定義、同青年会員室川安太郎諸氏の祝詞朗読終つ

て予ねて同会に招聘したる神戸税關鳴托海外視察員宮崎俊一氏の清國へ壳藻を輸出する大々的好時機なる事、清国人の壳藻を専用するに至りたる原因等に就き悉しく演説せられたり是れにて式を行へ直に会員諸氏等の発起にて八清樓に於て宮崎氏の慰労会を開いたるが當日の重なる來賓は李家知事、吉川視學官、廣瀬第四課長、杉村市立富山病院長、加藤富山市長、各新聞社員其の他斯道者、講習員等凡そ三百余名と註せられたり

(「富山日報」明治三十六年十月二十五日)

目的トス

第二条 本校ニ本科及予科ヲ置ク

第三条 修業年限ハ、本科二ヶ年予科二ヶ年トス (後略)

(県報)

第四章 学科課程、教授時数
第五章 学年、教授日数、休業日、式日
第六章 入学

第七章 休学、退学及懲戒

(県報)

第八章 成績考査及卒業

第九章 授業料

第十章 寄宿舎及生徒取締

第十一章 別科

第十二章 付則

○富山県令第三十五号

富山県立薬学専門学校ヲ明治四十二年四月ヨリ開設シ其ノ

規程左ノ通相定ム

但シ現在富山県立薬業学校ハ明治四十三年三月三十一日

富山県立薬学専門学校規程

第一章 設置学科

第一条 本校ニハ本科及別科ヲ置ク

第二条 本科ニ關スル規程ハ第二章乃至第十章ニ別科ニ關

スル規程ハ第十一章ニ之ヲ定ム

第一章 設置学科

第二章 目的、修業、年限、生徒定員

第三章 職員

以テ目的トス

IV 農業教育

第五条		第六条			第三章 職員		第四条	
		本校ニ左ノ職員ヲ置ク			教諭		本科ノ修業年限ハ三箇年トス	
		校長			助教諭		第五条 本科ノ生徒定員ハ九十名トス	
		舍監			書記			
		助手						
第七条		第四章 学科課程、教授時數						
学科課程及毎週教授時數左ノ如シ								
学 科 目		学科課程及毎週教授時數						
第七条		第一學年第二學年第三學年						
獨逸語		八						
倫理		一						
物學		四						
第一學年		六						

藥用植物學	化學	分析學	生藥學	衛生化學	裁判化學	藥品鑑定	調劑學	藥化學
理	理	理	理	實	理	要 外 國 領 日本 藥 局 方 方	理	實
論	論	論	論	習	論	日本 藥 局 方 方	習	論
習	習	習	習	習	論	及 細 菌 學 理 論	理	理
一	二	三	四	五	六	七	八	九
五	一	二	三	四	五	六	七	八
一	二	三	四	五	六	七	八	九

機械学大意

ス
(後略)

(県報)

機械学大意	理	論	三	
薬品工業学	理	論	二	
実験	習		不定時	
体操			不定時	
計			二九	三
			三四	三四
			四〇	二

教授上各学期ノ教授時数ヲ異ニスル必要アルトキハ学校

長ハ前表教授時数ノ範囲内ニ於テ適宜ニ各学期ノ毎週教授時数ヲ定ムルコトヲ得

第五章 学年、教授日数、休業日、式日

第八条 学年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ終ル

第九条 学年ヲ分チ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

八九 大正二年一月 県立薬学専門学校の官立移管

建議書

建議書

第十条 授業日数ハ毎学年二百日以上トス但シ伝染病予防

ノ為其ノ他非常變災又ハ特別ノ事情ニ依リ臨時休業ヲ為ス場合ハ此ノ限ニアラス

試験及修学旅行ニ充ツル日数ハ前項ノ日数ニ算入セ

薬専と薬剤師

富山県立薬学専門学校卒業生が無試験にて薬剤師免状を授与せらるる法律案は貴衆兩院を通過の旨昨日内務省より本

県へ公電ありたり

([富山日報]明治四十三年三月十六日)

富山県立薬学専門学校は全国唯一の専門学校にして専ら薬学に関する知識及技能を有する人物を養成するを以て目的と為せり蓋し薬物の製造販売は本県特殊の産業にして古来

越中の売薬か売薬の越中かと云はるゝ迄に其名声を海内外に博め近時國通の進捗、斯業の發展に伴ひ朝鮮滿洲方面は因より清國及南洋諸島に其販路を擴張し今や一ヶ年の販売高は四百万圓を超ゆるに至れり斯の如き現状なるを以て将来

益々保護指導を加へて進歩發展せしむるに至らは独り本県の幸益のみに止らず又國家の福利たり、而して之れが調剤及製薬の改良は日とに月に其急切を感じ随つて薬学に関する

教育の一日も忽諸に付すべからざるものあるに依り明治四十二年度に於て市立の薬業学校を移して県立の専門学校と為し以て今日に至れり其薬業の盛んにして全国に比なき本県に於て斯る専門学校を設くるに教授上及研究上に便利なる事敢て言を俟たざる處にして之を設くるに適當なる地位は本県を指て他の府県になしと謂ふも決して過言にあらざるを信ず、然れども斯る専門的学校は多額の経費を要し教員の聘用機械の購入等諸般の整備は年を追ひて完全の域に進めざるべからざるに今に於て既に經濟の困難を感じ之れが負担は能く県民の堪へる所にあらざるなり依りて富山県立薬学専門学校を國庫支弁に移して國家として之を經營し

完全なる設備の下に薬学に必須なる人物を養成せしめん事

を切望に堪へず、茲に全会一致の決議を以て謹みて建議す

(「富山日報」大正二年一月十三日)

600 大正六年九月 県立薬学専門学校の官立移管

に関する市、県議会の動向

薬学専門学校の移管問題は文部省にては新築設備等の費用として六十万円を富山県に於て負担するに至らば或は明年度予算に計上するやも計られずとの事までに議は進捗したるも県財政の困難なる折柄なれば井上知事は上京中の飯尾内務部長をして負担額の減額を交渉せしめたる結果、校舎新築及び敷地等の費用として、四十七万円の負担に減額さるを信ず、然れども斯る専門的学校は多額の経費を要し教員の聘用機械の購入等諸般の整備は年を追ひて完全の域に付協議する所ありたるを以て稻垣市長は三十日前代議士開野善次郎、県會議員高桑直助、富山県売薬同業組合顧問鶴澤金廣、同組合副組長中川久正、富山商業會議所会頭田辺貢一代理小塙義太郎の諸氏を始め市會議員を市役所に招集

し市の負担額十四万円（十分の三）の支出に關し協議する所ありしも重大なる問題なるを以て一同は熟考する事となり更に翌一日再会して熟議したる結果昨報の如く七万五百円は市にて負担し七万五百円は薬業家其他の有志より寄付を仰ぎ以て之に応ずる事に決定したる次第なり而して七万五百円の財源は公課にして三ヶ年の継続とするものなりと云ふ

薬専の移管問題は既報の如く富山市の内議会に於て負担金の承諾を得たるを以て県より滑京中の内務部長に通知し部長は此結果を齎らして改めて政府と交渉中なるが更に野村代議士、郡澤金廣氏等急遽運動の為め上京するに至りたるを以て今後は官民協力して運動を為すべく既に県及市が多額の負担金を覚悟して専心実現を希望する誠意を披瀝したる以上政府に於ても必ずや之を諒とすべきは同問題も多分遠からず決定を見るべく期待せられ居れり而して今日までは内交渉に過ぎずして愈々政府が県の希望を容れて明年度予算に計上すること、決定したる暁は県及市より寄付すべき建築並に建設費に対し県と正式に契約する必要あるべ

く而も県に於ても過般県參事會に諮りたるは内議に過ぎざるを以て愈々正式の契約を為す時は改めて具体的に右負担金の財源を定めて協賛を經るの要あるべきが政府に於ても予算は遠からず確定すべき必要あるを以て本県が通常県会を俟つて付議するは時日上の許さざる事情あるが故に明年度に移管問題許容されるに於ては近く臨時県会か或は県会の内議会を開きて協賛を求むるに至るべく察せらるが何れ内務部長帰京の上伺等が確定せらるべし

久しく行き悩みつゝありし富山薬学専門学校移管昇格問題は其の後県当事者と文部省との間に極力陳情交渉の結果、全県にては移管経費として四十七万円を負担する条件の下に大正八年より二ヶ年の継続事業として之を実行すべく明年度予算に計上することに確定されたり

〔「富山日報」大正六年九月三日〕

五〇 大正六年九月 県立薬学専門学校建設費寄付
案の富山市会可決

富友派議員に依りて一度び富山市の不名誉を外部に表白したる薬学専門学校建設費寄付金に関する富山市会は昨日午後四時過頃突然浅野議長より開会を議員に通知したる結果四時五十五分開会せり出席議員十九名にして浅野議長は開会を報じ議事の都合に依り十一時まで時間を延長する旨を宣告して同五十七分暫時休憩したり、休憩後の同会は六時五十五分閉会出席議員二十四名（欠席旅行者松本、福井兩名）にて浅野議長は開会を報じたる後、

過る十日の市会に於て薬学専門学校設立費寄付の件に関し決議の次第あるも當局に於て直に寄付勧募に着手されたる実況に徴すれば今後十分努力すれば予定の金額を募集し得べきものと信じ本日市会の開会を通知されたるに付唐突なりしも諸君に參集を願ひたる次第なり

と報告し過日議案第三十四号及第三十五号兩案の続議に取扱る旨を宣す。稻垣市長は議長に開会を通知したる主旨同様を説明して切迫せる場合満場一致可決あらん事を理み故木十六番は

只今當局の説明ありし如き結果を見るは当然の事ならん

と信じ居れる次第なり斯の如き問題は事新しく論ずる迄も無く多年全市民の希望し居れる問題なるが故に今日の如き好機逸すべからむる時なるを以て虚心且懐多年の目的を達する様満場一致可決あらん事を切望す

と原案に賛成し藤井十三番は

過日以来本問題に対し種々の議論もあり且つ御心配もありし次第なり殊に只今當局の中せる如く内議会に於ける決議もある事なれば當局を始め各員が協力一致熱誠なる努力を見るに至らは本目的を達する上に於て遺憾なきと信ず故に此予定の額に達すると否とは全く當局と各員の努力の結果にあるを以て精神一到何事か成らざらんの如く各員は市民の為め忠實以て共同一致事に当らは好結果を得ると信じて疑はざる次第なるを以て速かに本案を可決されん事を望む

と原案に賛成し出水二十八番は本案は無事通過すれば明年の通常会迄に結果を見れるやを問ひて読会省略可決を望み稻垣市長は二十八番の問に対し

當局は實行に就ては責任を有し居れるを以て十分努力す

るも何分多額なるを以て諸君の御援助を得て此目的を達成したし

と答ひ出水二十八番は尙ほ過日來の経過に就て市長と各員と見解を異にせる事柄に就き問ひ市長之に應答して論旨尽き出水二十八番説にて読会省略滿場一致原案を可決(後略)

(「富山日報」大正六年九月十三日)

本県売薬は他府県売薬の如く店頭に販売すること少くし

て其の殆んど全部は行商人の手に拠りて配置販売せらる

るが故に其の盛衰は一に閑りて行商人の知識と努力に帰すと云ふも敢て過言に非ずと信じ候而して一面本県に於勅令第五百五十一号

文部省直轄諸学校官制中左ノ通改正ス

第一条中(中略)「新潟医学専門学校」ノ次ニ「富山医学専門学校」ヲ(中略)加フ

付 則

本令ハ大正九年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

(官報)

富山売薬行商會幹事井上清三郎、野上松太郎、廣瀬重造の各代表者は、二月富山通常市会開会の際牧野富山市長並に金山市會議長に宛てゝ左記薬業學校設立に関する請願書を提出した

六〇三 昭和元年一月 富山市立薬業學校設立請願

留学校に新たに薬学科を設け薬学に対する知識を授げ業者の養成に尽さるゝも設備制度の不充分なる為め入学者も少く其の他講習会等多少奨励補助の設備あるも実際的効果甚だ覚束なく存ぜられ候翻て四開の状況を観る時は他府県売薬は著しき進歩を遂げ其産額は今や遙に我を抜きて本県が從来薬の本場を以て称せし其名全く空しからむとす實に遺憾の極なり売薬の生命たる行商に対し研究努力し徹底的諸般の設備を施す必要に於て先づ此際商工補習学校の薬学科を拡大し之を独立せしめ適當なる設備を施し業者の養成に努むることよりの急務と信じ候薬界の為め一且も早く業者養成機關たる簡易なる薬業学校を設立なされんこと切望に堪ぐず茲に本会の決議に依り請願候也

(「北陸薬報」大正十五年三月五日)

六〇四 昭和元年一月 市立薬業学校設立建議、富山市会採択

△薬業学校設立に関する建議

本市唯一の物產たる売薬の現状と時代の進運に鑑み薬業学校を新設し薬事衛生の心得ある売薬行商者の養成を図るは本市売薬の振興上最も有要事と認む

△理由

本市売薬は年産毫千万円を突破し前途尚拡展し得べき觀あるが如きも之を他の產地に比するに決して楽觀を許さざるの狀態にあり殊に近時其の進歩甚だ遅々にしてやゝもすれば奈良其他の為に圧倒せられんとするの傾向あるは事實にして統計の示す所なり、今にして対策を講せず一朝衰退に陥るが如きことありとせば之れ本市經濟上に及ぼす影響の甚だ大にして市民生活上に一大恐慌を來すや論なし、即ち本市売薬の盛衰は本市經濟の死活を創すと言ふも不可なし本市は此の点に鑑み本業の振興助成に關し一段の工夫なからべからざるものなりと信ず抑も本市売薬は配置販売所謂家庭訪問に依る特殊の販売にして且つ多年需用家と密接なる關係を有するが故に薬事上に關しては勿論一般衛生の質疑に對しても亦合理的説明を

与へざるべからざる場合少からざりを以て其の局に當るもの等に關し別段の知識なからざるべからず、殊に一般國民の衛生思想漸次向上しつゝあるの際、知識あり氣品ある者之が配置に當るとせんか其處に信頼を加へ魅力を増し愈々需要の範囲を大ならしむるに至るは弁を俟たず、即ち斯業の發達は素より品質の向上に在りと雖も之が販売に當るものは藥事衛生の知識有無は一層至大の關係を有するは事實にして之當業者の寸時も忽諾に付すべきにあらざるなり、殊に売薬税廢止の實現は本業に一大革新を齎し一層激甚なる競争を惹起するは必然にして此の場に立つて本市売薬發展を圖り名声を維持し地盤を確保する等其の成否は一に行商者の知識有無に在りと云ふへし故を以て當業者は是等の知識修得上並に将来に於ける行商者の養成機關として藥業學校設立の一日も速かならむ事を切望して止まさる所なり又

近時売薬販売者に対し資格制定論台頭し來り漸次共鳴者を増し來り今や全國の與論たらんとす、而して此の問題は治療品たる売薬の本質に鑑み早晚之が実施を見るに至るや明らかなり故に本市売薬の如き多数の販売者を要する業体にありては今より其の対策を講し其の機に會して遺憾なきを期せざるべからず此の点に就ても亦藥業學校の設置は最も緊要事なりと謂はざるべからず、尤も本市に於ける商工學校の藥業科並に年々開催せらるゝ藥學講習会は其の施設の一たるを失はずと雖も何れも設備其他に於て完きを得ず効果甚だ少なく是を以て直に代ゆる能はざるなり

思ふに本市に本市売薬の現況と将来を慮り之が健全なる發達を圖らむとせば須く本市產業百年大計の為獨立の藥業學校を設立し完全なる設備を整へ時代順応の行商者を養成するは本市売薬の特色を發揮し永遠の隆昌を期すると共に本市經濟上に對し将来多々益々弁せしむる所以なりと信ず

右建議候也

大正十五年二月廿四日

提出者 廣田竹太郎
故木龜太郎

寺田仙之助

九六 昭和六年一月 富山薬学専門学校の大学昇格

贊成者
五艘鐵次郎

中村条次郎

谷村
英言

加納 景成

長崎會議會社

金山米次郎殿

〔北陸藥報〕天正十五年三月五日

六〇 昭和二年四月 富山市立富山商業学校開校

昭和一年四月一日

実業補習学校規程によつて新設された市立富山商業学校
この日、柳町尋常小学校舎の一部で開校した。

《周易》

現在に於ける富山の製薬は富山のレーテルでは関東、関西で信用を得ること難く関西方面のレーテルを使用する者もある今日、富山の製薬の信用を高めるためには是非とも薬学大学の存在を必要とするものであると

(「富山日報」昭和六年一月十三日)

一 薬専校の大学昇格を期す

一 懸場帳権利の保証を期す

一 売薬の濫売を防止する株対策をはかること

一 売薬同業組合試験場の県移管を期す

一 女子薬専の設置を期す

一 売薬同業者の公会堂設置を期す

△顧問 稲垣宗正、長谷川儀作、富田勝之助、田中清衡、
田中清次郎、村田藤太郎、藤井論三、安達敬直、吉本理

八郎、長澤米太郎、日南田喜七郎、北川東二

△総務 堀彦次郎、笠井傳蔵、武脇長平、中島重馬、松
浦銀次郎、志波菊次郎、石黒政次郎、塚野滋次郎、八木

長則、島伊兵衛

△理事 大泉庄蔵、神山直太郎、高松兵四郎、永井秀次
暗影を投じその前途に憂慮するものがあるが吾人は此處
に一致協力してこの打開に努力精進すると共に新業者の
結束をはかり所期の目的並に決議事項の貫徹を期するも
のである

決議

△専任幹事 小谷忠助、島喜三郎、中林茂良、瀬川伊之
助、永盛松次郎

(「富山日報」昭和六年七月二十一日)

婦負郡四方町では同町小学校に薬学科を新設することになり来る十六日梅野町長・小杉校長・町議岸谷庄之助の諸氏は中新川郡東水橋校を視察することになった

九〇六 昭和十年十月 東水橋実業学校に薬業部設置

(「富山日報」昭和十一年三月十四日)

中新川郡東水橋町では十月一日より町立大成国民学校と

菊芳女学校を合併の上乙種実業学校に昇格し東水橋実業学校と改称した

男子薬業部と女子高等家政部を設置するもので、いづれ

も尋常小学校卒業を入学資格とするものである

薬業部は二年制・高等家政部は本科三年・専攻科二年の計六年制のものである、学校では本月十日まで男女各学校五十名づつを募集してあるが、時代の要求に応じて生れた特殊な実業学校であるだけに入学志願者が多いであらう

(「富山日報」昭和十年十月三日)

九〇七 昭和十三年三月 衆議院建議委員会、富山薬学専門学校の大学昇格を検討

千葉、長崎、金沢三医科大学付属薬学専門部並に富山薬学専門学校の大学昇格に関する建議案は十七日の衆議院建議委員会に上程され喜多壯一郎氏より提案理由の説明ありたるに対し内ヶ崎文部政務次官より

我が薬学界の現状は大学一、専門学校十九で卒業者は毎年大学三十五、専門学校一千七百名でこのバランスがとれてゐないので政府に於ても京都帝大に薬学科を設置することに決定した次第で御趣旨の点に関しては今後十分研究の上善処する

九〇八 昭和十一年三月 四方小学校に薬学科設置検討

旨回答可決と決定した

(富山日報昭和十三年三月十八日)

昭和十八年七月八日

富山県知事 坂 信彌
(県報)

九一 昭和十四年一月 富山市会、市立薬業学校の

昇格建議書を可決

富山薬業学校の昇格に関しては、過般の富山市会で満場一致昇格ならびに実際的行商人を養成する薬業学校の新設促進の建議書を可決したが、当局では昇格実現のため鋭意研究を進めていた、しかしながら十四年度中には手続きの関係上、実現不可能な状態にあり同年中には認可をとり十五年度から実施をみることになる模様である。

(「富山日報」昭和十四年一月二十一日)

昭和二十年三月十五日

九二 昭和二十年三月 富山市立富山薬業学校の名稱変更

◎富山県告示第百七号

富山市設立ニ係ル市立富山薬業学校昭和二十年四月ヨリ富山市立化学工業学校ニ名称変更ノ件昭和二十年三月五日認可セラレタリ

九三 昭和十八年七月 私立池田薬業青年学校廃止

富山県知事 岡本 茂
(県報)

◎富山県告示第四百五十九号

昭和十八年六月十月限私立池田薬業青年学校廃止ノ件認可

九四 昭和二十二年七月 富山市立富山化学工業学校の県移管議案提出

セリ

富山市立富山化学工業学校はもと配置壳葉の生産並に行商の中堅人物養成を目的として創校され其の名も富山薬学校

国立学校設置法

と称されたものであったが、戰時中に於ける国家的要請に

目次

促されて教科内容に著しき変革を齎し取分け広く化学工業

第一章 総則（第一条・第二条）

一般にまで進展するに至つたので校名を現在の如く変更、

第二章 国立大学（第三条—第八条）

自然入学者の如きも中種実業校として廣く県内一般に及ぶ

第三章 国立高等学校（第九条）

に至りつゝある現状並に一方戰災後極度に窮迫化せる富山

第四章 国立の各種学校（第十条・第十二条）

市の財政は同校の經營を賄ひ切れぬ等の關係からして県移

第五章 職員及び職（第十二条—第十四条）

管を妥当とする世論次第に台頭その強化を見るに至つたの

第六章 雜則（第十五条）

で廣瀬重造、澤田佐一郎氏等富山市部選出県會議員により

付則

先づ県会に向つて移管建議案を提出するなど之が実現達成

第一章 総則

への運動が開始されて來た

（設置及び所轄）

（葉業日本昭和二十二年七月一日）

第一条 この法律により、国立学校を設置する。

2 国立学校は、文部大臣の所轄に属する。

（定義）

九三 昭和二十四年五月 富山薬学専門学校、國立

学校設置法により富山大学に包括

二十二年法律第二十六号）第一條に定める学校のうち、
國立の大学及び高等学校並びに同法第八十三条に定める

各種学校で國立のものをいう。

法律第二百五十号

第二章 国立大学

(名称及び位置等)

第三条 国立大学の名称、位置、学部及びその国立大学に包括される学校は、左表に掲げる通りとする。

国立大学の名称位 置	学 部	学校教育法第九十一条の規定による学校で、上欄の国立大学に包括されるもの
富山 大 学	文理学部	富山高等学校
	富山県 教育学部	富山薬学専門学校
	富山県 薬学部	高岡工業専門学校
	工学部	富山師範学校
		富山青年師範学校

(後 略)

(富報)

九二六 昭和二十七年三月 県薬政会呉西支部、中学

校に薬業課程設置陳情

陳 情 書

本校に薬業課程の設置を要望す
足に困難致しおり就職の機会に恵まれざる青少年の前途に
一石二鳥の効果と存じます。

本県の特殊産業である薬業の消長はすなわちこれに従事する配置員の教養に負うところ多大なる点を御賢察下され是非とも薬業課程設置に付御詮議を賜はり実現いたしますよう御高配のほど懇願いたします。
茲に下名等連署をもって陳情いたします。

業振興のために誠に喜ばしい次第であります。

就ては本県薬業の大宗たる配置家庭薬の将来につきましては特に関心を寄せられておりますが、これに従事する配置員の養成と指導は現下のもつとも緊急と信ずるものであります。配置員の素質が現在の」とき低き水準にあることは時代の進運におくれ前途を憂慮さるゝところであります。

配置員の道義を高め素質を向上せしむるために本県薬務当局におかれては臨時講習会を開催せられておりますが、一步を進めて中学校の職業科に選択科目として薬業過程を設置せられ将来配置員として就職の途を与えるよう特に御高慮を懇願致します。薬業界は現在優良なる配置員の充

昭和二十七年三月十五日

(「薬業新聞」昭和二十七年三月十五日)

- ◇家庭薬の意義 三時間
 ①家庭薬と医師の投薬との異り
 ②配置家庭薬の意義

九一七 昭和二十七年十一月 県下中学校における薬業教育

- ◇家庭薬の作り方 二時間
 ①家庭薬の具備すべき条件
 ②剤形について

富山県下十二の中学校生徒に薬業教育を実施していることは既報の通りであるが今後如何なる教科を何時教育したら良いかを研究協議する会合が去る二日午後一時から県薬事研究所にて薬務課、教育研究所、業界、実施中学校の各関係者が出席種々協議した結果つきの如く決定、これを一応の基準議案として各学校へ示すことになった。

◇富山県の家庭薬 二時間

- ①沿革
 ②現況戦前、戦後との販路及び製品等の比較
 ③配置員の素質向上
 ④製造、仕入、販売との関連性
 ⑤薬業道義の高揚
- ◇薬の作用 五時間
 ①簡単な人体生理
 ②主なる病気の状態
 ③くすぐりが体内でどんなはたらきをするか
 ④薬の用い方

◇薬事法規 二時間

- ①配置員に特に必要な部分

◇処方解説 二四時間
 ①処方の解説

◇家庭看護法 二時間

◇毒物中毒の処理 二時間

◇子供の病氣 二時間

◇法定伝染病 一時間

◇排泄物の簡単な見分け方 二時間

①たんの検出

②ふん中の検卵

◇薬用植物 四時間

①栽培

②採集

③調製

④服用

◇温泉療法 一時間

◇薬の作り方実習 三時間

◇配置員の心得 六時間

①健康

②商行為

③応接

④帳簿

⑤配置販売の実際

(「薬日新聞」昭和二十七年十一月六日)

九二八 昭和二十八年一月 富山県薬業教育振興会会

則(抄)

第一章 名称および事務所

第一条 本会は富山県薬業教育振興会と称する

第二条 本会の事務所は薬業連合会内に置く

第二章 目的及び事業

第三条 本会は薬業の振興を期するため、その基盤である
薬業教育の振興を図るを以て目的とする

第四条 本会は前条の目的を達成するため、つきの事業を行

う

一 薬業教育の調査および研究

一 薬業教育の施設の充実改善

一 薬業教育の普及振興

一 その他目的達成に必要な事業

(「薬日新聞」昭和二十八年一月一日)

四 葉業教育

一九一九年三月 滝川高校薬業課程に関する世論調査表

既報の如く治川高校樂業課程谷井教諭が中心に県教育委員会後援のもとに世論調査を各分野に亘り実施中であつたがこのほどその結果が左表の如くまとまつた。

育成に最も適しているとお考えになりますか。

新制中学校

現在行われている講習会

(1) 右記の各教育機関により育成された記述項目の中の何れを目標とすればよいと思われますか。

解答
なし

の(チ)がの(チ)の上に立つことは勿論望ましいことでありました道徳の中順位を記入して下さい。よろしくお願いします。

常識教育を第一位とするもの
薬学の知識教育を一位とするもの
薬学の技術教育を一位とするもの

常識教育を第二位とするもの
薬学の知識教育を三位とするもの
の
薬学の技術教育を一位とするもの

薬学の知識教育を三位とするもの
常識教育を第三位とするもの
の
薬学の技術教育を三位とするもの

① 学校での学習の外請会社工場に出でる必要がある
② 現場技術者に実施指導をしてほしい
③ 実習の必要があると思ふ
④ 必要がない

②現在会社工場にお願いして見学を現在の程度でよい実施していますが今後もっと多く
①学校での学習の外諸会社工場に出むいて現場技術者に実施指導をして戴く工場実習の必要があると思われますか。

る果を業に高(1)
た的より業お等
めに教け学殊
つす効育る校に

〔樂田新聞〕昭和二十八年三月十四日

九三〇 昭和三十一年五月 県県西薬業俱楽部、呉西
地区高等学校に薬業課程設置の請願書

請願書

一 請願事項

呉羽山以西地区に高等学校薬業過程を設置されたい

二 請願理由

学識を備え優秀にして熟達せる技能を把握せねばなりません。然るにこれら従業員の教育養成機関の中核であるべき、本県高等学校の実状を見る時薬業課程については、その収容定員及び施設、設備共にりょうりょうたるものであります、まことに遺憾にたえないのであります。

以上の理由により本県産業発展のためと、延いては有為な青少年に希望を与える将来の完全就職のために

(1) 本県産業の実態と将来の発展を見通し

(2) 高等学校課程の県内分布状況を検討し
全く未設置の呉山以西地区にこの際、是非薬業課程を設置される様、格段の御配慮を賜りたく此段請願奉ります。

請願人

呉西薬業クラブ会長

今村政雄

大門薬業会々長

田中幸作

小杉町薬業会々長

製造、包装、装填は勿論輸送、配置並びに服用の指導等には格別の研究を重ね万全を期せねばなりません。即ち、これら一切に從事する者は広範にして、しかも深奥なる

中田町薬業会々長

山下善吉

共榮薬業協同組合理事長

今村政雄

射水壳葉協同組合理事長

道振義一

小杉町々長

田町久和

大門町々長

北山宗治郎

中田町々長

今村政雄

堺 薬業

(「薬田新聞」昭和三十二年六月一日)

堺 薬業関係

九三

	卒業後直ぐの職	現職
今村政雄	堺 薬業	九三
(「 <u>薬田新聞</u> 」昭和三十二年六月一日)	堺 薬業関係	六四
	(一四)	五一
九三	二一	二三
昭和三十四年十月 薬業課程生徒の実態	(六)	(四)
化学工業	二六	四一
富山県教育委員会では、薬業課程を設置している富山工業、その他の	(三)	(八)
滑川、上市、富山北部の四高校の薬業課在校生並びに同卒		

業生を対象に薬業課程生徒実態調査を行つてゐたが、この
結果が編まりこれを発表した。

◎薬業課程卒業生の追跡調査

この調査は昭和二十三年三月以降十年間に亘る卒業生七〇〇名を対象として卒業後の職歴変遷の概要を知ること
を目的として調査したものである。

▽調査結果

一 職歴の変遷は卒業後直ちの職業より薬業関係外への転職が多い。

計

一一〇四 一一〇四

(1)(II) (1)(III)

二一 売薬業者については左表の如く売薬業に転職するものと売薬業外に転職するものとほど同数で全体としては大きな変化が見られないが転出入者は二割前後の比率を占めている。

▽卒業後の配置売薬業就業状況

(^)は女子数

- ・卒業後直ぐ売薬業に就いたもの (^) 九三
- ・卒業後數年を経て売薬についたもの (B) 一六

一～二年

三年以上

・売薬業を止めたもの

Aのうち

Bのうち

一一〇

一 六 四

三 薬業課程に対する意見としては売薬業者は直接役立つものを強く要望しているのに対し化学工業関係者は基礎的なもの及び実習を強く要望している。その主たる要望

事項には薬業課程をもつと広く解してほしい。生徒の現場見学や実地の人を講師にする、役に立たない就職に不安を感じる、総合した薬業独立校の設置をはかれ等の意見が多い

◎薬業課程在校生徒実態調査

この調査は現在薬業課程に在籍する生徒の入学の動機や将来の志望について在籍生徒数の九一%に当る五四五名について無記名方法により調査されたものである。

▽将来の就職志望について高等学校薬業課程は本県の特殊産業として産業界に重要な地位を占めている配置売薬業の振興を目的として設置されたものであるが、現在薬業課程に学んでいる生徒は現在どのような志望を持つているであろうか。

一 配置売薬業を志望しているものは全体の一一% (男子のみでは一五%) で店舗販売志望者をも含めて一八% (男子のみでは一四%) と極めて少ない。

二 全体の六四%までは薬業関係の会社、工場勤務を希望し、更にその半数は事務系の仕事を志望している。

三 しかもこのうち半数以上は薬業教育を受けているとい
う理由から薬業関係の会社、工場が有利と考えての志望
と見られる

四 この薬業関係の会社、工場の志望者に一般会社工場勤
務志望者を合すると全体の七五%（うち事務系四〇%）
となる。

五 しかもこの志望傾向は多少の差はあっても学校別にも
(富山北部、上市には事務系志望者がやゝ多い) 学年別
にも(一年生においてやゝ薬業関係就職志望者の増加が
みられる) 大きな変化はない

▽薬業課程入学の動機、それではこれら生徒はどんな動機
から薬業課程に入学したかについてみれば
一 自己の意志によって薬業教育を受けることを目的とし
て入学したものはわずか三四%に過ぎず、他人のすゝめ
により決定したものを加えて四四%である。

二 従って全体の六六%の生徒は他人のすゝめか職業教育、
又は高校教育を期待して入学したことになる。

三 薬業教育を目的として入学した四四%のうち売薬業を

志望しているものは約三分の一（全体の一三%）で残り
の三分の一は製薬会社、工場に就職することを目的とし
て薬業課程を選んでいる。

▽生徒の家庭環境

一 薬業関係業者の子弟は全体の四〇%（男子のみでは四
五%）で他の課程に比してさすが多いと考えられる。然
し本県薬業者数から推してもっと増加してもよいものと
考えられる。

二 この薬業関係業者の子弟中売薬業を志望するものは二
四%（男子のみでは四〇%）で半数にも満たないことは
問題である、しかし非薬業関係者の子弟中、売薬業を志
望するものが八%（男子のみでは一〇%）であるのに比
してやはり高い。

三 富山工業、滑川両校における薬業関係者の子弟は他校
に比して多く半数以上を占めている。

四 統柄別にみると帳主及び勤人の長男、薬業兼業者及び
農業者の二、三男がやゝ多い。

▽調査結果からみて

一 配置員の養成という課程本来の目的に即して課程選択から将来の志望まで一貫しているものは全体の一三%にすぎない。入学後配置員を志向したものも加えて一八%である。

二 この配置員を志望するものの七四%までは薬業者の子弟である。

しかし逆に薬業者の子弟中配置員を志望する

ものは三四%にすぎない。

三 非薬業関係の職業を志望するものは全体の一八%でこれらの中の生徒のうち八四%までは入学当初から職業教育または高校教育を期待していたものである。

四 六四%を占める大多数の生徒は売薬業以外の薬業関係の仕事を志望しているがこのうち約半数の四二%の生徒は入学当初からの志望であり残りの五八%は入学後に志望を決定したものと推察される。

五 薬業関係を含み会社工場関係の勤務を志望するものは全体の七五%である。このうち事務系を志望するもの五四%、残り四六%は現場作業を志望している。

六 以上のような生徒の意識実態のみから考察すれば現在

の薬業課程はその設置の目的を達成しているとは言い難い。しかし広い意味における薬業教育ないしは職業教育として大きな役割を果しているものと考えられる。

◎卒業生の追跡調査並びに在校生の実態調査の結果からみ

て

▽調査結果について

一 入学志望時からはつきり薬業教育を志望していたもの四四%に対し薬業界に就職することを志望する者が八二%と二倍近くに増大していることは中学卒業時ににおける漠然たる志望が教育によってはつきりと方向づけられた事を示している。

二 然し実際に就職する者は六八%とやや減少するのは売薬業以外の薬業関係への就職には限界があるためと考えられる。

即ちその他薬業関係への就職志望者六四%に対し実際に就職出来る者は約半数の三四%で志望を達成出来ない三〇%の生徒中更に約半数の一六%は売薬業に入り残り約半数の一四%は薬業界外に就職することを示している

三 薬業課程の現在定員一〇〇名に対し製薬関係会社等の

受入れ限度を四五名とすれば今後の卒業生の実際の就職

先については前記の傾向から左表の如くと推定される。

在校時の志望 実際の就職

壳 薬	二五
薬業関係	一一〇
小 計	一五五
非薬業関係	四五
計	一〇〇

壳 薬	七五
薬業関係	一二〇
小 計	八〇
非薬業関係	一〇〇
計	一〇〇

壳 薬	四五
薬業関係	一〇〇
小 計	一五五
非薬業関係	四五
計	一〇〇

壳 薬	二五
薬業関係	一一〇
小 計	一五五
非薬業関係	四五
計	一〇〇

四 何れにしても現在の薬業課程は、漠然たる生徒の志望を明確にしその志望を超えて相当数の人員を配置充薬界に送り出しており今後も更にその傾向を強めるものと予想される。

五 然し配置員の養成としては量的に十分その目的を達成しないが現実には薬業の教育を中心とした産業教育として大きな使命を果しているものと考えられる。

▽ これからの問題

一 配置業を志望する者が極めて少いのは業界自体にも問

題があるものと予想され、特に労働条件向上を中心としての調査研究が必要である。

二 計画によれば将来の本県配置元薬員の数を約一万二千名と見込み、毎年約四百名の養成を必要とされているが高校薬業課程のみによるこの量的確保を期待することは無理であろう。

三 現在中学校における薬業教育の外に業界自体における短期教育が行われているが近代産業の要請する配置員の資質確保のため更に教育内容の向上が望ましい。

四 以上を総合してみると本県薬業進展のための教育体制としては現在の薬業課程の外に高校別課程度の教育が必要でないかと考えられる。

五 このためには更に業界の実態を明らかにし、その教育内容ならびに方法について検討を加えると同時に業界の全面的な協力がなくてはならない。

(「薬日新聞」昭和三十四年十月十日)

九三一 昭和三十四年十一月 県薬業教育振興会、中

学校に薬業課程設置方文部省へ陳情

中学校新教育課程の選択教科のうち薬業を設置することを要望する陳情

富山県の薬業とともに家庭薬配置販売業は三百年の歴史を有しその製品、製造と販売法等は世界に誇るべきものであります。

しかもその年間生産販売は百億円に達し水力発電と共に本県最重要産業であり、その盛衰は直ちに本県の経済と県民の生活に大きな影響をもつものであります。

ここに本県産業界が最近一大飛躍をなしつゝある原因の一
つは永い間血のにじむような努力を続けた家庭薬配置販売業により蓄積された資本によることは県民の等しく認めて
いるところであります。

また国民の保健と治療に偉大なる貢献をしてきたことを国民は親しみのひとみをもつてこれまた等しく認めているところでもあります。この実績と信頼を一層高めるためによ

り良心的にして教育の高い心身共に健全な家庭薬配置販売員（以上配置員と略す）を必要といたします。

配置員の資質の向上のためには幕政時代に嚴重なる免許制を堅持し再教育を行つてきました。続いて明治年間に薬業界人が配置員の教養を高めるために薬学校を創設し、これが現在の富山大学薬学部の前身となつてゐることならびに県立高校の薬学科は大正年間の旧制中学校（薬学校）を前身としている事実など独特の伝統教育を行つて來てゐるの
であります。

現在は県の行政指導によつて知事による認定票の交付と再教育を行つています。今日配置員は一万数千を数えておりますけれどもこれ等の人々は単なるセールスマンではなく相互信頼を根幹としている伝統的な律義者であると共に病理薬理医薬品管理等について一応の知識と技能を有する者であります。そして如何なる僻地といえども足跡の及ばぬところなく風雪に耐えて山野を巡つてゐる身心ともにたくましい者であります。

この配置員の知識技能忍耐力等は身心の発達の段階により

中学生時代に基礎づけられた方が最も望ましいということは本県で既に中学校に薬学科を設置し現在に至っている過去の実績によって立証されています。

時代の進歩と国民の要望に応えて立派な配置員の養成が急務であります。

同時に配置員の新陳代謝による新しい人質の確保は富山県薬業界の浮沈の焦眉の急であります。従って某県的な立場からこの陳情書に及んでいる次第であります。

家庭薬読本（副読本）中学校における薬業の実施状況及び存置要望理由等を御参考の上十分御詮議の上中学校新教育科程の選択教科の中に薬業を従来通り存置することができるとの御高配をお願い申し上げます。

〔「薬業新聞」昭和三十四年十一月十一日〕

五三 昭和三十六年 配置員の薬事必携

- 1 配置販売業者の許可
法令、規則の概要

1 配置販売業者は配置区域の府県ごとにその府県知事

の許可を受けなければならぬ。（法二四、二〇）

2 配置販売業者には次の者がなれる。（政令七）

- (1) 大学の薬学部、旧薬学専門学校の卒業者
- (2) 高等学校の薬業課程、旧中等学校令による薬業学校の卒業者であつて卒業後三年以上配置の実務に従事した者

(3) 五年以上配置の実務に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めた者、但し次のいずれかに該当するときは許可を与えないことがある。

- (4) 薬事関係法令違反（法七五条）による許可取消しの処分を受けてから三年以内の者
- (5) 禁錮、懲役等の刑を受けそれが終つてから三年以内の者

(6) 薬事関係の法令に違反した行為があつてから一年以内の者

- (7) 禁治産者、精神病者、及び麻薬中毒者
- (8) 配置販売業の許可は一年ごとに許可の更新を受けな

なければならない。（法二四）

手続方法

1及び3の申請（配置販売業者が手続する）

1 許可申請（規則二一）

○許可申請書

○申請者の履歴書（法人の場合、登記謄本及び業務を行いう役員の履歴書）

○医師の診断書（精神病者、麻薬中毒者の有無）

○資格の(1)の該当者は卒業証明書、(2)の該当者は卒業

罰則

証明書及び実務経験年数に関する使用者の証明書、(3)の該当者は実務経験年数に関する使用者の証明書

心得（局長通牒）

3 許可更新申請（法二四）

○医薬品販売業許可更新申請書

○医薬品販売業許可証

○取り扱い品目の追加、変更申請をこの二年間に行い、

品目欄を別紙とした場合、更新申請の際、再度別紙を添付すること

○更新申請手数料

二 配置販売品目

法令の概要

1 配置販売出来る品目は配置区域の府県知事の指定を受けたものでなければならない。（法三〇、三一）

2 追加（変更）申請をして追加の指定を受けたものは、

配置品目として認められる。（規則四〇）

罰則

指定を受けていない品目を配置した場合、二年以下の

懲役若しくは二〇万円以下の罰金又はこれの併科

III 配置従事の届出

法令の概要及び必要な書類

配置販売業者又はその配置員は配置に従事するためには予め、次の事項を営業地の都道府県知事に届出なければならない。（法三一、規則三七）

- (1) 配置販売業者の氏名、住所
- (2) 配置販売従事者（配置員）の氏名住所
- (3) 配置区域（郡、市区単位に記載する）
- (4) 配置に従事する期間
- (5) 配置従事期間内の連絡先（出先の府県であること）。

但し必ずしも宿泊所でなくてもよい。具体的には管

業区域県の了解を得て出先協議会事務所を連絡所とする予定)

手続方法

配置販売業者又は配置員が営業地の府県知事あてに提出する。

罰則

配置従事の届出をしなかつた場合、一万円以下の罰金

IV 身分証明書

法令の概要

1 配置員は身分証明書を携帯しなければ配置に従事出来ない。（法三二）

- 2 身分証明書は、配置員が住所地の都道府県知事に交付申請書を提出して交付を受ける。（法三三）
- 3 身分証明書の有効期間はその年の十一月二十一日迄（規則三九）

必要な書類

配置従事者身分証明書交付申請書（規則三八）

イ 写真（縦四センチ、横三センチの大きさ、正面、

上半身、脱帽のもので六ヶ月以内に撮影のもの）

ロ 雇傭契約書の写又は雇傭証明書

ハ 住民登録抄本

ニ 手数料

○身分証明書を前年度に引続いて交付を受ける場合

（イ、ニ）

○身分証明書を亡失又は汚損により再交付を受ける場

合（イ、ニ及び汚損の場合は汚損した身分証明書）

○身分証明書の記載事項に変更を生じ書換え交付を受

ける場合（イ、ニ及び変更を証する書面）

手続方法

配置販売業者が富山県の場合、薬業連合会を通じ富山

県知事あて（県薬務課）に提出する。

罰則

身分証明書を持たずに従事した場合、二万円以下の罰

金

五 配置販売業者の指導監督

法令の概要

配置販売業者は、保健衛生上支障を生じないよう配置の業務に關し配置販売業者を指導監督しなければならない。

（法三四）

六 販売方法等の制限

法令の概要

配置販売業者は、配置以外の方法で医薬品を販売してはならない。また医薬品を分割販売してはならない。

（法三一七）

罰則

一年以下の懲役若しくは一〇万円以下の罰金又は併科

（前段の場合のみ）

心得（局長通牒）

配置販売業者は医薬品を消費者に預けて置き使用後代金

を請求できる販売方法であって現金売は含まれない。

七 届出事項

法令の概要及び必要な書類

配置販売業者は次の場合、十日以内に関係の府県知事

あて届を提出しなければならない。（法三一八）（規則三二二）

(1)

- 配置販売業者の氏名又は住所を変更した場合（変更届書）
- その府県における配置区域を変更した場合（変更届書）

(2)

- 許可証、戸籍抄本、申請手数料
- 許可証を破り、よじし、失ったときは、許可証の再交付申請をしなければならない（許可証再交付申請書、汚損の場合は汚損の許可証、申請手数料）

八 配置における心得

3 法人であつて業務を行なう役員を変更した場合

(変更届書)

（変更後の役員についての医師の診断書、履歴書及び資格を証する書面）

4 配置販売業を休止した場合（休止届書）

- 置袋、箱等には、配置販売業者の住所、氏名を明記すること。
- 置袋箱等には医薬品を保健衛生上危険なものとするおそれのある物を入れてはならない。

5 ノ 廃止した場合（廃止届書、許可証）

九 その他の規定

法令の概要及び罰則

罰則

届出を怠った場合、三万円以下の罰金

○許可証の再交付、書換交付申請事項（規則三二二）

(1)

配置販売業者がその氏名（法人はその名称）又は

配置区域を変更した場合、許可証の書換交付申請を

しなければならない。（許可証書換え交付申請書、

罰則

2 配置販売業者は、模造の医薬品を製造したり、販

売してはならない。(法五五)

○三年以下の懲役若しくは一〇万円以下の罰金又は

これの併科

3 配置販売業者は、不良な医薬品を販売してはなら

ない。(法五六)

○右同

4 医薬品を保健衛生上危険なものにするおそれがあ

る物と共に入れてあつたり又同様のおそれのある容

器等に收められてはならず又容器等は使用方法を誤
らせやすいものであつてはならない。このような医

薬品を販売してはならない。(法五七)

○右同

5 何人も医薬品の効能等について虚偽誇大な広告等

をしてはならない。また墮胎を暗示したり、わいせ

つにわたる文書、図書等を用いてはならない。(法

六六)

○一年以下の懲役若しくは一〇万円以下の罰金又は

この併科

6 都道府県知事は、配置員が薬事法の規定に違反す
る行為をしたときは配置販売業者及び配置員に対し
業務停止を命ずることができる。(法七四)

○命令に違反して営業した場合、一年以下の懲役若
しくは五万円以下の罰金又はこれの併科

7 配置販売業者が法第三〇条第二項第一号(資格不

適)に該当したときは許可の取消し又は業務の停止
を命ずることができる。(法七五)

○命令違反、二年以下の懲役若しくは一〇万円以下

の罰金又はこれの併科

8 (1) 旧法の規定により発行された昭和三十六年度
の配置従事者身分証明書は本年中有効である。

(付則七)

(2) この法律施行の際、旧法の規定に適合する表

示がなされている医薬品は昭和三八年一月三一

日までその表示を認められるから取り扱って差

支えない。(付則一一)

(越谷家所蔵)

①健康と医薬品

②医薬品、医薬品の種類、作用、使用方法など。

③販売、経理、医薬品の受渡し、代金の決済など薬業に関する実務を行なう能力を養う。

する筆記

④関係法規、薬事法その他の関係法規

三 指導計画作成及び学習指導の方針

文部省初等中等教育局はこの程、富山県の要望を採り入れ、中学校学習指導要領のうち選択教科の一部改正を行ない、「薬業」を新たに追加してその基準を制定公布した。

これは本県では十二中学校に薬業課程を設け、学習を行なっているが、全国的にも中学が薬業を選択科目として採上げる場合はこの基準に従い指導を行うよう指示している。その内容は次の通り。

一 目標

- ①薬業に関する基礎的な知識と技能を修得させる。
- ②医薬品に関する科学的な理解を得させ、その販売に関する実務を行なう能力を養う。
- ③協同と責任を重んじる態度を養う。

二 内容

(「新潟新聞」昭和三十七年五月二十六日)

九三 昭和四十年十一月 富山北部高校薬業科充実
と上市・滑川高校薬業科の存続動向

臨時県教育委員会は十一月二十九日午後一時から県民会館で開かれ、事務局の作成した来年度県立高校募集定員と教員配置方針などにつき協議した結果、高校薬業科統合問題は、上市、滑川両校の薬業科（両校で二学級）を廃止することになった模様である。

現在薬業科は滑川高校一学級、上市高校に一学級、富山北部高校五学級となっているが、滑川、上市両校の薬業科を廃止して富山北部を充実させて将来一本化をはかる方針とした。両校薬業科廃止の原因は一学級だけでは維持運営費に無駄が多く、過去しばしば問題になつたもので県教委は維持費合理化を理由に思い切って廃止に至るかることにした。

なお上市高校薬業教育振興会並びに滑川市薬業会では、先に両校薬業科廃止反対につき関係方面へ陳情書を提出しており、今回の廃止が表面化された場合、両地区から存続

運動が展開されるものとみられており一方県薬業教育振興会としても何等かの善後策が講じられるとも考えられ、今後の成り行きが注目されるにいたつた。

（東日新聞昭和四十年十一月四日）